

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報<平成24年7月31日(火)分>

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成24年7月31日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	3号機	原子炉建屋防潮壁設置工事(屋外)において、作業員の体調が悪くなり業務車にて病院へ搬送したところ、軽度の熱中症と診断された。治療し帰宅(不休)。【平成24年7月30日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2012/pdf/24073001p.pdf	GⅢ以下

3. GⅢグレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	4号機	燃料プール冷却浄化系計器(伝送器)点検時、計器内電源スイッチに動作不良を確認した。当該電源スイッチを修理。	
2	4号機	原子炉緊急停止系試験盤の点検時、制御棒の選択スイッチにおいて接点抵抗値が判定値を超えていることを確認した。当該試験盤を修理。	
3	6号機	コントロール建屋と放射性廃棄物処理建屋の間にある防火水密扉を開保持しているチェーンを破損させたことを確認した。扉機能への影響は無し。当該チェーンを修理。	